法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十三(八)」を「別表十三(七)」に、「別表十三(十)」を「別表十三(九)」に改める。

第三十二条第二項中「別表三(七)まで、別表四、別表四付表、別表五(一)から別表五(三)まで、別表六(一)から別表六(三十七まで)」を「別表六(三十二まで)」に、「別表七の三から別表八(三)付表まで、別表九(一)」を「別表七の二」に改め、「、別表十一(一)から別表十四(十)付表二まで、別表十五、別表十六(一)」を削る。

第三十四条第二項中「別表三(七)まで、別表四、別表四付表、別表五(一)から別表五(三)まで、別表五の二(一)付表二、別表六(一)から別表六(三十七まで)」を「別表六(三十二まで)」に改め、「から別表七(五)まで、別表七の三から別表八(三)付表まで、別表九(一)から別表十(十一)まで、別表十一(一)から別表十四(十)付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六(一)」を削る。

第六十一条第三項中「別表十九の三」を「別表十九の二」に改める。

第六十一条の二第三項中「別表一の三」を「別表一の二」に、「別表三(七)まで、別表四」を「別表四まで」に、「別表五(三)まで、別表六(一)」を「別表六(一)まで」に改め、「別表六(十四)」の下に「、別表六(十四)付表一」を加え、「別表六(二十四)付表一まで、別表六(二十五)から別表六(三十七まで)、別表六の三」を「別表六(二十三まで)、別表六(二十四)」に改め、「、別表八(一)付表一」を削り、「、別表八(三)付表、別表九(一)、別表九(三)」を「から別表九(三)まで」に改め、「、別表十一(一)」を削り、「別表十三(八)まで、別表十三(十)」を「別表十三(七)まで、別表十三(九)」に、「、別表十七の三(一)から別表十七の三(三)付表まで」を「別表十七の二(一)から別表十七の二(三)付表まで」に改める。

第六十一条の四第三項中「別表一の三」を「別表一の二」に、「別表三(七)まで、別表四」を「別表四まで」に、「別表五(三)まで、別表六(一)」を「別表六(一)まで」に改め、「別表六(十四)」の下に「、別表六(十四)付表一」を加え、「別表六(二十四)付表一まで、別表六(二十五)から別表六(三十七まで)、別表六の三」を「別表六(二十三まで)、別表六(二十四)」に改め、「、別表八(一)付表一」を削り、「、別表八(三)付表、別表九(一)、別表九(三)」を「から別表九(三)まで」に改め、「、別表十一(一)」を削り、「別表十三(八)まで、別表十三(十)」を「別表十三(七)まで、別表十三(九)」に、「、別表十七(四)及び別表十七の三(一)から別表十七の三(三)まで」を「及び別表十七(四)から別表十七の二(三)まで」に改める。

別表一の表を次のように改める。